

令和5年 北海道内で発生した熱中症 (令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業 程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
1	5	2	11	その他の 事業	30	2	11.5	ビニールハウス内で野菜の苗の定植作業中に 体調不良となり、熱中症となったもの（ハウス 内40度）。
				上川総合 振 興 局			屋 内	
2	5	7	15	その他の 事業	60	1	17.0	ビニールハウス内で作業していたところ、熱 中症により倒れたもの（ハウス内30度）。
				上川総合 振 興 局			屋 内	
3	5	13	13	製造業	60	3	19.5	家屋内でブレーカー取替作業終了後、体調不 良となり、医療機関を受診したところ、熱中症 であったもの。
				空知総合 振 興 局			屋 内	
4	5	15	9	建設業	20	7	13.6	資材を背負い山間部を作業現場に向かって歩 いていたところ、意識障害により倒れ、熱中症 となったもの。
				渡島総合 振 興 局			屋 外	
5	5	16	12	その他の 事業	40	2	21.2	午前中、ビニールハウス内で作業していたと ころ、体調が悪くなり、午後に医療機関を受診 したところ、熱中症であったもの（ハウス内30 度）。
				上川総合 振 興 局			屋 内	
6	6	7	15	商 業	40	4	17.8	食器用洗浄コンテナ内で洗浄作業中に体調不 良となり、医療機関を受診したところ熱中症で あったもの。
				釧路総合 振 興 局			屋 内	
7	6	15	8	保健衛生業	70	4	21.8	銭湯で清掃作業中、足の痙攣等があり、医療 機関を受診したところ、脱水症であったもの。
				石狩振興局			屋 内	
8	6	15	13	教育・ 研究業	30	1	26.9	屋外で運動会の準備作業中に手の震えが出 て、体調不良となり、病院に搬送され、熱中症 であったもの。
				上川総合 振 興 局			屋 外	
9	6	16	14	その他の 事業	50	3	26.5	厨房内の高温食器洗浄機付近で作業中、汗が 止まらなくなり、手足が痺れて、倒れたもの。
				石狩振興局			屋 内	
10	6	20	10	教育・ 研究業	20	1	20.5	屋外で作業の見学をしていたところ、悪寒等 を感じて医療機関を受診し、熱中症であったも の。
				十勝総合 振 興 局			屋 外	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
11	6	21	14	農林業	70	1	27.0	林地内を刈払い機で草刈り作業中、熱中症により、意識を失ったもの。
				空知総合振興局			屋 外	
12	6	26	15	建設業	30	5	29.7	屋外で足場の組立作業中、体調不良を訴え、救急搬送され、熱中症であったもの。
				オホーツク総合振興局			屋 外	
13	6	26	15	運輸交通業	40	1	27.4	トラック荷台での作業中、頭痛等が出て、翌日医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 内	
14	6	27	17	その他の事業	30	3	27.9	屋外でビニールハウスの組立作業の業務終了後、体調悪化により、医療機関を受診したところ熱中症であったもの。
				上川総合振興局			屋 外	
15	6	28	14	商 業	40	2	21.1	店内レジ周りでの作業中、頭痛、意識混濁の症状により医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				胆振総合振興局			屋 内	
16	6	30	11	接客 娯楽業	40	1	24.5	ゴルフ場で草刈機による作業中、体調不良となり、救急搬送されたところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
17	7	7	9	製造業	60	6	34.0	屋内で加工作業を行っていたところ、脱水症状となったもの。
				十勝総合振興局			屋 内	
18	7	7	15	建設業	50	1	26.0	屋外の建設現場で、15時頃に現場巡回から戻った際に体調不良となったもの。
				石狩振興局			屋 外	
19	7	10	8	農林業	70	7	21.1	野菜の洗浄作業中、めまいがあり、病院に搬送され、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 内	
20	7	10	17	建設業	60	7	23.5	屋内で社内教育を受講中、体調不良を訴え、救急搬送され、熱中症であったもの。
				後志総合振興局			屋 内	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
21	7	13	5	建設業	30	2	21.4	新築工事現場で、屋内の内部造作の作業を終了し帰宅したが、翌朝体調不良を訴え、医療機関を受診したところ熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 内	
22	7	14	8	その他の事業	70	死亡	16.2	ボイラー室内において、ボイラー運転業務を行っていた被災者が、椅子に座り、机に伏せる状態で発見されたもの。病院に救急搬送されたが、脱水症状があり、同日死亡したもの。
				オホーツク総合振興局			屋 内	
23	7	16	14	接客 娯楽業	60	1	31.0	調理中に体調が悪化し、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				胆振総合振興局			屋 内	
24	7	19	15	建設業	40	1	25.0	朝から屋外の法面上での作業に従事しており、午後の休憩中に体調不良となったもの。
				胆振総合振興局			屋 外	
25	7	20	20	運輸交通業	10	1	23.7	朝から体調不良であったところ、業務を終えた時点で体調が悪化し、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				上川総合振興局			屋 外	
26	7	24	11	建設業	30	3	25.0	舗装工事において、体調不良で休んでいたが、意識を失い、熱中症により救急搬送されたもの。
				後志総合振興局			屋 外	
27	7	25	14	農林業	50	8	24.0	ビニールハウスで作業していたが、体調不良となったもの。
				釧路総合振興局			屋 内	
28	7	25	14	建設業	30	1	30.0	屋外現場で作業中、足がつり、動けなくなり、熱中症により病院に搬送されたもの。
				日高振興局			屋 外	
29	7	26	7	建設業	40	1	25.4	朝礼時に体調不良を訴え、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				オホーツク総合振興局			屋 外	
30	7	26	10	建設業	30	1	28.5	警備業務中、めまい等の症状があり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				胆振総合振興局			屋 外	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業 程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
31	7	26	10	接客 娯楽業	40	6	30.0	事務作業中、頭痛・倦怠感があり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				胆振総合 振興局			屋 内	
32	7	26	10	建設業	40	1	32.4	現場内で作業していたところ、体調不良となったもの。
				十勝総合 振興局			屋 外	
33	7	26	15	その他の 事業	60	3	31.0	道路工事での交通誘導中、体調不良となり、病院に搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
34	7	26	17	建設業	70	2	27.3	草刈り作業を行っていたところ、勤務終了後に熱中症による体調不良となったもの。
				後志総合 振興局			屋 外	
35	7	27	10	畜産・ 水産業	10	5	27.5	草刈り作業中に悪寒と頭痛が出て、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				日高振興局			屋 外	
36	7	27	10	農林業	60	4	33.5	ビニールハウス内で作業を行っていたが、休憩中に体調が悪化し、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				上川総合 振興局			屋 内	
37	7	27	14	接客 娯楽業	60	5	31.0	放牧地での作業中、体調が悪化し、休憩したが回復せず、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
38	7	27	15	建設業	50	1	30.0	建設現場で、休憩から作業に戻る際に体調不良を訴え、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
39	7	27	15	建設業	50	2	30.0	建設現場で、休憩から作業に戻る際に体調不良を訴え、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
40	7	27	15	運輸交通業	40	3	31.0	配達先の住宅で突然体がつるような感じとなり、熱中症により救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
41	7	27	16	運輸交通業	30	1	28.1	事業場敷地内でトラックへ荷の積込指示中、立ちくらみ、嘔吐などの体調不良となったもの。
				渡島総合振興局			屋 外	
42	7	27	16	商 業	70	3	29.4	屋外駐車場の管理業務終了後、体調不良となり、熱中症により救急搬送されたもの。
				上川総合振興局			屋 外	
43	7	27	20	その他の事業	20	4	26.7	建設現場での交通誘導終了後、帰宅したが体調不良となり、翌日、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
44	7	28	14	その他の事業	50	3	32.1	朝からイベント会場の設営を行っていたが、昼食後に異常を訴え、病院に搬送され、熱中症であったもの。
				上川総合振興局			屋 外	
45	7	28	15	建設業	50	30	32.6	草刈り作業中、体調が悪くなり、帰宅後も体調が戻らず病院を受診したところ、熱中症であったもの。
				上川総合振興局			屋 外	
46	7	28	17	その他の事業	50	10	28.0	道路工事現場での警備業務中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
47	7	30	9	その他の事業	70	15	28.0	選果場2階で出荷用段ボールの組立作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの（室内温度39度）。
				日高振興局			屋 内	
48	7	31	11	農林業	40	1	28.0	ビニールハウス内で作業中、意識を失い、熱中症により救急搬送されたもの（ハウス内約40度）。
				胆振総合振興局			屋 内	
49	7	31	12	製造業	20	1	37.0	朝から体調不良であったが、昼休憩中に倒れ、熱中症により救急搬送されたもの。
				空知総合振興局			屋 内	
50	7	31	15	建設業	20	3	26.4	作業指示をしていたところ、手足のしびれ等が起き、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				渡島総合振興局			屋 外	

令和５年 北海道内で発生した熱中症
(令和５年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生月日		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
51	8	1	10	建設業	10	1	26.0	足場資材をトラック荷台に積み込み作業中、頭痛により作業を中止し、現場内で休んでいたが、体調が戻らず、病院へ搬送されたところ、熱中症であったもの。
				空知総合振興局			屋 外	
52	8	1	16	清掃・と畜業	20	4	29.5	ごみ収集作業中、だるさ等があり、帰社後意識障害となったもの。
				渡島総合振興局			屋 外	
53	8	2	15	運輸交通業	30	14	29.1	作業場内で作業中、頭痛と吐き気があり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				渡島総合振興局			屋 内	
54	8	2	16	建設業	60	1	28.0	手作業による土砂の埋戻し作業中、体調不良を訴え車で休憩していたが、その後病院に搬送され、熱中症であったもの。
				空知総合振興局			屋 外	
55	8	3	5	製造業	40	180	26.0	工場内で作業中、体調不良となり、救急搬送され、入院となったもの。
				石狩振興局			屋 内	
56	8	3	9	畜産・水産業	40	29	30.0	馬に騎乗中、体調が悪化し、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				日高振興局			屋 外	
57	8	3	15	接客 娯楽業	50	7	31.0	ゴルフのキャディの業務中、体調不良となり、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
58	8	4	10	清掃・と畜業	30	3	32.7	工場内で解体処理作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				十勝総合振興局			屋 内	
59	8	4	11	製造業	30	4	30.0	工場内で作業中に脱水症状となり、熱中症により救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 内	
60	8	4	12	建設業	30	1	31.9	足場組立中、資材運搬をしていたところ、体調不良となり、熱中症であったもの。
				渡島総合振興局			屋 外	

令和５年 北海道内で発生した熱中症
(令和５年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生月日		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
61	8	7	11	建設業	20	1	23.0	屋外で管理作業を１時間程度行っていたが、汗が止まらず、休憩していたが回復せず、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				胆振総合振興局			屋 外	
62	8	9	11	接客 娯楽業	50	1	28.4	ゴルフ場のキャディ業務において、体調不良となり、救急搬送され、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
63	8	9	15	建設業	40	1	30.0	建物の解体作業中、筋肉がつり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				空知総合振興局			屋 内	
64	8	9	15	建設業	50	3	30.0	河川工事において、休憩中、足がつり、痙攣したため、救急搬送されたもの。
				空知総合振興局			屋 外	
65	8	10	10	建設業	40	1	30.2	コンクリート打設中、脱水症状等により、医療機関を受診したもの。
				空知総合振興局			屋 外	
66	8	10	11	保健衛生業	40	1	32.0	選果作業中、手の硬直、足のしびれ等があり、熱中症であったもの。
				渡島総合振興局			屋 内	
67	8	10	15	通信業	50	3	31.6	配達中、体調不良で足のしびれがあり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				十勝総合振興局			屋 外	
68	8	10	16	建設業	60	2	32.7	型枠組立作業中、体調悪化し、救急搬送され、熱中症であったもの。
				上川総合振興局			屋 外	
69	8	10	16	建設業	50	7	29.9	屋上で作業中、体調不良となり、救急搬送されたもの。
				渡島総合振興局			屋 外	
70	8	10	16	運輸交通業	40	7	29.0	作業中、体調不良となり休憩していたが、症状が悪化し、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業 程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
71	8	11	13	保健衛生業	30	4	35.0	事務室内で事務を行っていたところ、頭痛、視界不良などの体調不良となったもの。
				渡島総合振興局			屋 内	
72	8	11	17	建設業	40	1	30.7	建設現場で、型枠作業終了後、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
73	8	12	12	農林業	60	30	30.3	草刈り作業中、体調不良となり、熱中症により病院に搬送されたもの。
				後志総合振興局			屋 外	
74	8	12	12	製造業	30	18	30.8	選果場内で作業していたところ、体調が悪化し、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				日高振興局			屋 内	
75	8	14	9	運輸交通業	20	3	30.0	車両を洗浄中、激しい発汗と足元のふらつきがあり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				空知総合振興局			屋 内	
76	8	14	10	清掃・と畜業	70	1	28.0	ごみ収集作業中、嘔吐があり、医療機関を受診したもの。
				石狩振興局			屋 外	
77	8	15	18	製造業	20	4	26.0	休憩後、体調不良を訴え救急搬送されたもの（室内約30度）。
				石狩振興局			屋 内	
78	8	18	16	建設業	50	3	30.0	建設現場で掘削作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				日高振興局			屋 外	
79	8	19	12	畜産・水産業	20	2	22.9	船上作業を行っていたところ、めまい等が出て帰宅したが、頭痛・吐き気があり、医療機関を受診したもの。
				宗谷総合振興局			屋 外	
80	8	19	16	建設業	60	7	27.0	建設現場で作業中、痙攣の症状があり、救急搬送されたもの。
				空知総合振興局			屋 内	

令和５年 北海道内で発生した熱中症
(令和５年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
81	8	21	9	運輸交通業	60	7	25.3	分別作業中、呼吸が苦しくなり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				後志総合振興局			屋 外	
82	8	21	11	清掃・と畜業	60	1	29.3	清掃作業中、急に倒れて救急搬送されたところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 内	
83	8	21	11	製造業	20	5	30.0	工場内で作業中、体調不良となり医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				後志総合振興局			屋 内	
84	8	21	12	その他の事業	10	4	30.1	測量業務終了後、体調不良となり、救急搬送されたもの。
				上川総合振興局			屋 外	
85	8	21	17	その他の事業	50	3	30.5	建設現場での交通誘導終了後に、意識を失い倒れているところを発見されたもの。
				上川総合振興局			屋 外	
86	8	22	11	建設業	20	5	35.0	建設現場で作業中、倦怠感と頭痛が出た後、手の痙攣と意識障害となり救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
87	8	22	11	畜産・水産業	20	4	24.4	牛舎内で作業中、意識を失い、熱中症により救急搬送されたもの。
				釧路総合振興局			屋 内	
88	8	22	12	商 業	50	2	26.9	屋内で自動販売機への補充作業中、めまい・痙攣・嘔吐の症状となったもの。
				宗谷総合振興局			屋 内	
89	8	22	13	製造業	60	3	32.5	工場内で作業中、頭痛が激しくなり、医療機関に搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 内	
90	8	22	13	その他の事業	20	1	32.0	屋内で牛を移動させていたところ、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				十勝総合振興局			屋 内	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業 程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
91	8	22	13	製造業	50	3	32.6	屋休憩後に足がつり、顔や手にしびれが出て、脱水、熱中症により救急搬送されたもの。
				空知総合振興局			屋 内	
92	8	22	14	製造業	50	3	30.0	クリーニング作業の後片付けをしていたところ、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				日高振興局			屋 内	
93	8	22	15	建設業	20	6	27.5	建設現場で、資材運搬中、手足の痙攣や嘔吐により、救急搬送されたもの。
				胆振総合振興局			屋 外	
94	8	23	1	建設業	50	10	27.0	屋内工事において、撤収作業中、意識がもうろうとして動けなくなったもの。
				石狩振興局			屋 内	
95	8	23	10	建設業	40	1	33.2	重機により掘削作業を行っていたが、体調不良となり、救急搬送され、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
96	8	23	10	通信業	40	3	27.0	午前の配送作業後、手のしびれ・会話困難となり、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
97	8	23	11	清掃・と畜業	20	1	29.2	工場内で解体処理作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				十勝総合振興局			屋 内	
98	8	23	11	製造業	50	9	27.8	揚げ物をしていたところ、気分が悪くなり、熱中症により救急搬送されたもの（作業付近40度）。
				石狩振興局			屋 内	
99	8	23	11	教育・研究業	60	6	27.0	ゴルフ場で作業後、休憩していた際に意識がもうろうとなり、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
100	8	23	11	製造業	30	3	33.2	作業中、めまいが出て、熱中症により救急搬送されたもの。
				オホーツク総合振興局			屋 内	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業 程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
101	8	23	12	その他の 事業	30	1	35.0	交通誘導中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
102	8	23	12	商 業	20	3	35.0	屋内でエアコン設置作業中、手足がしびれ、過呼吸となり救急搬送されたところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 内	
103	8	23	14	建設業	60	1	27.5	道路工事現場で作業中、ふらつき等があり、熱中症により救急搬送されたもの。
				渡島総合 振 興 局			屋 外	
104	8	23	14	畜産・ 水産業	50	1	28.2	屋外の捕獲場で作業をしていたところ、午後2時頃に体にしびれが出て、救急搬送されたもの。
				宗谷総合 振 興 局			屋 外	
105	8	23	15	建設業	40	4	32.8	作業の準備をしていたところ、嘔吐等があり、熱中症により、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
106	8	23	15	通信業	30	2	27.0	配送作業中、めまいがあり、意識が低下してきたため、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
107	8	23	15	運輸交通業	40	18	35.1	運転中、悪寒や手の震えが出て、業務終了後に症状が悪化し、熱中症により救急搬送されたもの。
				後志総合 振 興 局			屋 内	
108	8	23	15	運輸交通業	40	3	35.0	客先の倉庫内で作業中、意識を失い、熱中症により救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 内	
109	8	23	15	建設業	50	2	30.0	坑内作業中、手足がしびれるなど体調不良となったもの。
				渡島総合 振 興 局			屋 外	
110	8	23	15	建設業	70	2	32.2	作業途中に休憩を取っていたが、倒れ、熱中症により救急搬送されたもの。
				空知総合 振 興 局			屋 外	

令和５年 北海道内で発生した熱中症
(令和５年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生月日		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
111	8	23	16	建設業	50	1	34.0	トラックの荷台で作業中、全身がひきつり、病院に搬送され、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
112	8	23	16	建設業	50	7	33.0	道路工事現場で作業中、体調不良となり、病院に搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
113	8	23	16	製造業	20	1	31.2	作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				オホーツク総合振興局			屋 内	
114	8	23	19	製造業	60	1	28.0	厨房で食器洗浄中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの（作業付近は約40度）。
				日高振興局			屋 内	
115	8	24	9	製造業	40	1	27.7	工場内で作業中、頭痛が出て、救急搬送され、熱中症であったもの。
				胆振総合振興局			屋 内	
116	8	24	9	建設業	60	1	33.0	屋外作業において、休憩中、体調不良となったもの。
				石狩振興局			屋 外	
117	8	24	10	その他の事業	80	5	34.4	警備業務中、警備室内で倒れていたのが発見され、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 内	
118	8	24	10	畜産・水産業	40	3	27.0	船上作業を行っていたところ、体調不良となり帰宅したところ、手のけいれんや吐き気が出たため、救急搬送されたもの。
				宗谷総合振興局			屋 外	
119	8	24	12	通信業	50	3	33.7	配送作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				オホーツク総合振興局			屋 外	
120	8	24	13	保健衛生業	40	10	33.7	清掃作業中、体調不良となり、けいれんを起こし倒れたもの。
				石狩振興局			屋 内	

令和5年 北海道内で発生した熱中症
(令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
121	8	24	13	建設業	50	2	31.7	昼休憩後、体調不良により、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				十勝総合振興局			屋 外	
122	8	24	13	製造業	50	1	33.6	工場内で作業中、体調不良となり、救急搬送されたもの。
				空知総合振興局			屋 内	
123	8	25	7	教育・研究業	40	4	27.0	宿直業務中、めまい等の体調不良があり、救急搬送されたところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 内	
124	8	25	8	接客 娯楽業	20	1	25.7	ホテルの洗い場で洗い物をしていたところ、体調不良となったもの。
				上川総合振興局			屋 内	
125	8	25	9	製造業	50	7	29.5	クリーニング工場内で作業中、めまい等により、医療機関を受診したところ熱中症であったもの（室内約43度）。
				十勝総合振興局			屋 内	
126	8	25	9	農林業	50	3	30.0	屋内で選別作業を行っていたところ、倒れ、救急搬送されたもの。
				上川総合振興局			屋 内	
127	8	25	9	商 業	30	6	31.9	倉庫内で作業中、熱中症により頭痛・めまいが出たもの。
				渡島総合振興局			屋 内	
128	8	25	10	建設業	30	1	32.7	資材を運んでいた際に、体調不良となり、熱中症であったもの。
				渡島総合振興局			屋 外	
129	8	25	11	建設業	20	8	33.0	作業終了後、体調不良となり、休憩したが回復せず、熱中症により救急搬送されたもの。
				空知総合振興局			屋 外	
130	8	25	12	製造業	70	2	33.9	外勤中、けいれん等が出て、熱中症により救急搬送されたもの。
				後志総合振興局			屋 内	

令和５年 北海道内で発生した熱中症
(令和５年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生日月		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
131	8	25	12	製造業	60	14	30.0	フォークリフトの運転業務者が、昼休憩中に体調不良となり、熱中症により救急搬送されたもの。
				空知総合振興局			屋 外	
132	8	25	13	製造業	60	7	33.0	工場内で作業中、嘔吐後、意識が遠のき、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 内	
133	8	25	14	建設業	60	60	35.9	草刈り作業中、体調不良により熱中症となったもの。
				十勝総合振興局			屋 外	
134	8	25	14	清掃・と畜業	20	4	28.0	プールでの監視中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				日高振興局			屋 内	
135	8	25	15	建設業	40	4	29.3	草刈り作業において、休憩中に意識を失い、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				胆振総合振興局			屋 外	
136	8	25	20	接客 娯楽業	20	1	26.5	厨房での片付け作業後に倒れ、熱中症により救急搬送されたもの。
				胆振総合振興局			屋 内	
137	8	26	6	畜産・水産業	40	14	25.6	船内作業中、めまいが出て倒れたもの。
				宗谷総合振興局			屋 内	
138	8	26	11	保健衛生業	50	3	31.0	運動会の準備作業後、寒気・手足のしびれが出て、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				渡島総合振興局			屋 外	
139	8	26	15	接客 娯楽業	40	7	28.7	店内で作業中倒れ、救急搬送されたもの。
				上川総合振興局			屋 内	
140	8	26	16	商 業	70	17	32.7	新聞配達中、体調不良となり、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	

令和５年 北海道内で発生した熱中症
(令和５年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生月日		発生時刻	業 種	歳代	休業程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
141	8	26	17	畜産・水産業	30	1	28.8	馬のセールに参加していたところ、体調悪化し、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				日高振興局			屋 外	
142	8	26	17	接客 娯楽業	40	7	28.7	店内で作業中倒れ、救急搬送されたもの。
				上川総合 振 興 局			屋 内	
143	8	27	14	農林業	20	6	29.2	草取り作業を行い、休憩後、別作業を行っていたところ、吐き気の後意識を失ったもの。
				渡島総合 振 興 局			屋 外	
144	8	28	9	建設業	40	1	28.0	土木現場で作業中に倒れ、熱中症により救急搬送されたもの。
				胆振総合 振 興 局			屋 外	
145	8	28	14	建設業	20	1	29.2	屋根上での作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				胆振総合 振 興 局			屋 外	
146	8	29	18	その他の 事業	70	10	24.8	工事現場での交通誘導中、体調不良となり、熱中症により救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	
147	8	31	10	その他の 事業	50	10	27.0	屋内で梱包作業を行っていたところ、自立で立てなくなり、熱中症により救急搬送されたもの。
				日高振興局			屋 内	
148	8	31	10	畜産・水産業	20	4	28.4	漁の操業中、嘔吐・足の痙攣と硬直が出て、救急搬送されたもの。
				宗谷総合 振 興 局			屋 外	
149	9	2	9	保健衛生業	60	5	25.0	草むしり中に、めまい・吐き気があり、早退し医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				石狩振興局			屋 外	
150	9	5	14	商 業	50	4	28.0	朝、体調不良であったが出勤し、作業していたところ、さらに体調が悪化し、救急搬送されたもの。
				石狩振興局			屋 外	

令和5年 北海道内で発生した熱中症 (令和5年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

No.	発生月日		発生時刻	業 種	歳代	休業 程度 (日)	気温℃	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
151	9	5	15	建設業	60	2	26.8	坑内作業中、体調不良により休憩したが回復せず、熱中症であったもの。
				渡島総合振興局			屋 外	
152	9	13	15	建設業	70	2	28.7	屋外作業中、体調不良となり、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				十勝総合振興局			屋 外	
153	9	18	18	畜産・水産業	20	2	21.4	屋外作業中、体調不良となり早退し、医療機関を受診したところ、熱中症であったもの。
				留萌振興局			屋 外	

備 考

- 1 発生地は総合振興局・振興局単位です。
- 2 気温の欄は、最も近い地点の気象庁の記録を用いています。